

1 教育・保育提供区域

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(子ども・子育て支援法第61条第2項第1号)

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項とされている、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期については、教育・保育提供区域ごとに定めるものとされている。

※区域の設定例

小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、全域 など

3 区域設定に当たってのポイント

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案した区域であること。
- 地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であること。
- 教育・保育、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業を通じて、共通の区域設定とすること。

4 区域設定におけるメリット・デメリット

区域	メリット	デメリット
1区域	<p>柔軟なサービス提供が可能で、利用者の選択範囲が広がる。</p> <p>勤務地等の都合で居住エリア以外の施設・事業を希望するニーズを吸収できる。</p>	<p>利用者にとって入所可能な施設・事業が自宅近辺にない場合がある。</p>
2区域以上	<p>利用者にとって入所可能な施設・事業が自宅近辺ある可能性が高くなる。</p>	<p>居住区域内の施設に通うことが前提となるため、区域内で施設整備が行われていない場合、利用者の施設の選択範囲が狭くなる。</p> <p>利用者が勤務地等の都合で、居住区域以外の施設を希望する場合のニーズを反映しにくい。</p> <p>区域内で急速な需要の増減が生じた場合、区域内で対応できない場合がある。</p>

本市における教育・保育提供区域の設定

需給調整の柔軟性が高く、また、これまでも利用者が区域にこだわらず施設を選択できている現状を踏まえ、

「市全域を1つの区域」として設定する。

※この場合においても、市内各エリアにおけるサービスの提供状況やニーズ等のそれぞれの地域の実情にも十分に配慮した上で、各種事業を行っていくこととする。